役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則

（目的及び意義）

第１条　この規則は、社会福祉法人パートナー（以下「この法人」という。）定款第８条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法人及び社会福祉法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2)　常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

(3)　非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4)　評議員とは、定款第５条に基づき置かれる者をいう。

(5)　報酬等とは、社会福祉法第 45 条の 35 第１項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(6)　費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　この法人は、役員等に職務執行の対価として次により報酬等を支給することができる。

(1)　評議員には、定款第８条で定めるとおり無報酬とする。

(2)　常勤役員には、月額報酬を支給する。
ただし、評議員会の承認を得て、無支給とすることができる。

(3)　常勤役員には、役員賞与を支給しない。

(4)　非常勤役員に特別の任務を委嘱した場合は、その都度報酬を支払うことができる。尚、特別の任務には、監事監査を含む事とする。

（報酬の額の決定）

第４条　この法人の常勤役員の報酬月額は、別表 1「常勤役員の報酬月額表」のとおりとし、その者の月額は、常勤役員の報酬月額表のうちから、理事長が評議員会の承認を得

て決めるものとする。

２　非常勤役員に対する報酬は、別表２「非常勤役員の特別任務報酬表」に定める額とする。

（通勤手当）

第５条　常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。なお、その計算方法は、職員給与規定に準ずる。

（報酬等の支給方法）

第６条　報酬等は、毎月一定の定まった日に、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。また、非常勤役員に対する報酬は、業務の都度、現金支給とする。

２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

（報酬の日割計算）

第７条　月の途中で異動を生じた常勤役員のその月に係わる報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り計算によって計算する。

（公表）

第８条　　この法人は、この規則をもって社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第９条　　この規則の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

（補則）

第１０条　この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附　則

1　この規則は、平成 29 年 6 月 13 日から施行する。

2　平成 30 年 6 月 15 日　変更

3　令和 1 年 12 月 7 日　変更

4　令和 3 年 6 月 24 日　変更

5　令和 4 年 6 月 24 日　変更

（別表 1）　常勤役員の報酬月額表

号	月額	号	月額	号	月額
第 1 号	150,000 円	第 12 号	540,000 円	第 23 号	1,000,000 円
第 2 号	175,000 円	第 13 号	585,000 円	第 24 号	1,100,000 円
第 3 号	200,000 円	第 14 号	630,000 円	第 25 号	1,200,000 円
第 4 号	225,000 円	第 15 号	675,000 円	第 26 号	1,300,000 円
第 5 号	255,000 円	第 16 号	720,000 円	第 27 号	1,400,000 円
第 6 号	285,000 円	第 17 号	765,000 円	第 28 号	1,500,000 円
第 7 号	315,000 円	第 18 号	810,000 円	第 29 号	1,600,000 円
第 8 号	360,000 円	第 19 号	855,000 円	第 30 号	1,700,000 円
第 9 号	405,000 円	第 20 号	900,000 円	第 31 号	1,800,000 円
第 10 号	450,000 円	第 21 号	945,000 円		
第 11 号	495,000 円	第 22 号	990,000 円		

（別表 2）　非常勤役員の特別任務報酬表

区分	日当
理事及び監事（一般学識者等）	7,000 円
監事（税理士等の専門職）	12,000 円

（別表 3）　非常勤役員及び評議員の会議出席等の交通費実費相当額表

区分	自宅～会議場
理事会、評議員会、評議員選定委員会	3,000 円